

まちづくり局債権対策部会設置要綱

平成26年3月31日局長決裁

25川ま庶第2373号

(目的)

第1条 まちづくり局が所管する債権について、法令又は条例若しくは規則等の定めるところに従い、その督促、滞納処分、強制執行、徴収停止、履行期限の延長その他の市の債権の管理に関し必要な事務を適正に行うため、まちづくり局債権対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

(対策部会の所掌事務)

第2条 対策部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり局所管債権の債権対策の取組の進捗状況の把握
- (2) まちづくり局所管債権の収入状況の把握
- (3) 債権対策に関する情報の共有・調整
- (4) その他部会長が必要と認める事務

(対策部会の構成)

第3条 対策部会は、次の職にある者を会員として構成する。

	職
部会長	まちづくり局長
副部会長	総務部長
部会員	市街地整備部長
	登戸区画整理事務所長
	住宅政策部長
	総務部 庶務課長
	登戸区画整理事務所 担当課長〔庶務担当〕
	登戸区画整理事務所 担当課長〔換地担当〕
	住宅政策部 市営住宅管理課 担当課長

2 部会長は、会務を総理し、対策部会の議長となる。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が職務を代理する。

(部会)

第4条 対策部会は、部会長が必要と認める場合に開催する。

(関係職員の出席)

第5条 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 対策部会の事務局は、総務部庶務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策部会の運営について必要な事項は、対策部会に諮り、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年3月1日から施行する。